

# 市民活動の 発展・拡大を応援します！

## 平成29年度薩摩川内市市民活動支援補助金 (ステップアップコース)対象事業の募集

【応募締切】=平成29年2月3日(金)

【応募・問合せ先】=本庁コミュニティ課 コミュニティ・生涯学習グループ ☎(23)5111(内線4613)

会

ただし、次のいずれかに該当する団体は対象となりません。  
①地区コミュニティ協議会および自治

- ▼活動拠点が市内で、かつ市内において活動を行っている団体
- ▼公益の増進に寄与する活動を行う任意団体または特定非営利活動法人など
- ▼活動拠点が市内で、かつ市内において活動を行っている団体
- ▼構成員が5人以上
- ▼構成員の過半数が本市に住所を有していること

### 応募できる団体

次の方の条件を満たす団体  
\*本補助金には、設立間もない団体(おおよそ3年未満)を支援する「スタートアップコース」もあります。  
(平成29年4月頃に募集予定)

### 市民活動支援補助金 (ステップアップコース)とは

公益的活動を行う市民活動団体などが、地域活性化のために自ら企画・立案し、実施する公益的な事業で、その内容・時期・経費などが、当該団体などの目標を達成するために適当であると市長が認めたものに対して、活動経費の一部を補助するものです。

### 補助対象となる経費

- ②宗教活動などを目的とする団体
- ③政治活動などを目的とする団体
- ④暴力団員が構成員に含まれる団体もしくはその暴力団員の統制下にある団体
- ⑤性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体

事業の実施に直接必要となる経費が補助対象となります。

- ①団体の経常的な管理運営経費や構成メンバーに対する人件費・飲食費
- ②記念品や金券、備品などの購入経費、施設整備・改修や不動産の取得に要する経費

### 補助金の額

●対象となる経費に、補助回数に応じた補助率(下表)を乗じて得た額とします。

補助回数	補助率	補助上限
1回目	80%	いずれも100万円上限 (千円未満切捨て)
2回目	60%	
3回目	50%	
4回目	30%	

### 応募方法

次に関係書類に必要な事項を明記の上、期限までにコミュニティ課まで送付または直接持参ください。  
【関係書類】=

- ▼市民活動支援補助金申込書
- ▼事業計画書・事業収支計画書
- ▼団体に関する調査
- ▼団体構成員名簿

他の制度による補助・助成または委託事業の申請状況

\*関係書類の様式は、市ホームページ上  
(☎http://www.city.satsumasendai.lg.jp)からダウンロードできるほか、本庁コミュニティ課、各支所地域振興課または各地区コミュニティセンターにも備え付けてあります。

### 審査スケジュール(予定)

- 2月下旬 一次審査(書類審査)
- 3月中旬 二次審査  
(公開プレゼンテーション)
- 4月 補助事業決定

# 平成29年4月使用分 (6月検針分)から 水道料金を改定します

【問合せ】=水道管理課 原田町22番10号  
☎(20)8501 ☎(20)8512



本年4月からの水道料金の改定に伴い、平均18・4%の引き上げをお願いすることとなりましたが、水道料金の急激な変動を緩和するため本年度は経過措置として平均10%の値上げとしています。

この経過措置期間が3月使用分までで終了し、平成29年4月使用分からは、下表のとおり改定後の料金に変わります。

市内にある既存の水道施設・設備は多くが老朽化し、更新時期を迎えています。これに伴い、水道局では施設の耐震化や更新事業を進めていきます。

引き続き安全・安心なおいしい水を皆さんに提供し、さらなるコスト削減と事業の効率化に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、給水負担金、設計審査手数料などについては従来どおりです。

### 平成29年4月使用分からの水道料金(1カ月の料金) \*消費税抜き

種別	基本料金(円)		従量料金(円)		
	口径	料金	使用水量	料金	
専用給水装置・共用給水装置	一般用	13mm	677	10m <sup>3</sup> までの分 1m <sup>3</sup> につき	73
		20mm	1,353	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> までの分 1m <sup>3</sup> につき	124
		25mm	2,031	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの分 1m <sup>3</sup> につき	169
		30mm	2,933	30m <sup>3</sup> を超える分 1m <sup>3</sup> につき	204
		40mm	5,187	1m <sup>3</sup> につき	429
		50mm	8,908	1m <sup>3</sup> につき	226
		75mm	20,072	1m <sup>3</sup> につき	226
100mm	35,408	1m <sup>3</sup> につき	226		
臨時用	一般用と同じ		1m <sup>3</sup> につき	429	
船舶用	-		1m <sup>3</sup> につき	226	
私設消火栓	演習用 1個1回(5分)について(5分未満切り捨て)			1,343	

- ◆一般用とは、臨時用の用途以外の用途に使用するものです。
- ◆臨時用とは、建設現場などで一時的に使用するものです。
- ◆基本料金は、メーターごとに口径に応じた額になります。
- ◆従量料金は、1カ月の使用水量に応じて、それぞれの区分ごとの単価と使用水量を掛けた金額の合計になります。
- ◆1カ月の水道料金=(基本料金+従量料金)×消費税率(現行1.08)
- ◆検針は2カ月に1回行っています。料金についても、2カ月分をまとめて支払いをお願いします。

### 「口径13mm、1カ月の使用量10~25m<sup>3</sup>」の例でみると

【改定前】平成29年3月使用分までの料金 (単位:円)

区分	10m <sup>3</sup> 使用	15m <sup>3</sup> 使用	20m <sup>3</sup> 使用	25m <sup>3</sup> 使用
基本料金	629	629	629	629
従量料金	680	1,255	1,830	2,615
計(税抜)	1,309	1,884	2,459	3,244
請求金額① (税込、10円未満切捨)	1,410	2,030	2,650	3,500

【改定後】平成29年4月使用分からの料金 (単位:円)

区分	10m <sup>3</sup> 使用	15m <sup>3</sup> 使用	20m <sup>3</sup> 使用	25m <sup>3</sup> 使用
基本料金	677	677	677	677
従量料金	730	1,350	1,970	2,815
計(税抜)	1,407	2,027	2,647	3,492
請求金額② (税込、10円未満切捨)	1,510	2,180	2,850	3,770
影響額(②-①)	100	150	200	270

### 支払いは口座振替が便利です

水道料金の支払いは、納期限ごとに金融機関などに出向く必要がなく、納め忘れも防げる口座振替が便利です。手続きをされると、検針月の25日(祝日の場合は翌営業日)に指定した口座から自動で支払われます。

### 手続き方法

市内の金融機関で手続きができます。窓口には備え付けの「薩摩川内市市税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」に必要事項を明記し、利用の金融機関窓口へ提出してください。

### 必要なもの

お知らせ票などに記載してあるお客様番号(水栓番号)、通帳(普通・当座)、通帳届出印鑑



【問合せ】=水道局お客様センター  
原田町22番10号 1階  
☎(20)8500